

令和6年8月9日

お知らせ

産業廃棄物処理業者に対する行政処分について

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）に基づき、下記のとおり、産業廃棄物処理業者に対する行政処分を行いましたのでお知らせします。

記

- 1 被処分業者（産業廃棄物収集運搬業）
大分県豊後高田市西真玉2454番地18
株式会社藤信
代表者代表取締役 早田 英明
- 2 処分日
令和6年8月9日
- 3 行政処分の内容
産業廃棄物収集運搬業許可の取消し
- 4 行政処分の理由
株式会社藤信は、令和6年3月5日、大分地方裁判所中津支部から破産手続開始の決定を受けた。
このことにより、同社は、法第14条第5項第2号イに規定する法第7条第5項第4号ロの規定に該当し、法第14条の3の2第1項第4号の産業廃棄物収集運搬業許可の取消し事由に該当するに至ったもの。